

近畿中部防衛局達第27号

米軍再編実施本部の設置に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

米軍再編実施本部の設置に関する達

改正 令和5年3月31日近畿中部防衛局達第3号

(設置)

第1 平成18年5月1日に実施された日米安全保障協議委員会において取りまとめられた「共同発表」及び「再編実施のための日米のロードマップ」に従い、在日米軍及び関連する自衛隊の兵力態勢の再編案を実施するため、近畿中部防衛局に、当分の間、米軍再編実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 実施本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 在日米軍及び関連する自衛隊の兵力態勢の再編案の実施に係る事務に関すること。
- (2) 在日米軍及び関連する自衛隊の兵力態勢の再編案の実施に係る事務についての関係部課との連絡調整に関すること。
- (3) 在日米軍及び関連する自衛隊の兵力態勢の再編案の実施に伴い生ずる諸問題に対する施策の企画及び立案に関すること。

(構成)

第3 実施本部は、本部長、本部長代理及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、近畿中部防衛局長をもって充てるものとし、実施本部の事務を掌理する。

3 本部長代理は、次長をもって充てるものとし、本部

長を助け、実施本部の事務を整理する。

- 4 本部員は、総務部長、企画部長及び調達部長をもって充てる。

(作業チームの設置)

- 第4 実施本部に、地元調整に係る事務を円滑かつ適切に実施するため、作業チームを置く。

- 2 作業チームに、チーム長、チーム長代理、副チーム長及びチーム員を置く。

- 3 チーム長は、企画部長をもって充てるものとし、作業チームの事務を統括する。

- 4 副チーム長は、企画部次長をもって充てるものとし、チーム長を助け、作業チームの事務を整理する。

- 5 チーム員は、チーム長の指定する者をもって充てるものとし、作業チームの事務に従事する。

(関係部局の協力)

- 第5 チーム長は、実施本部の所掌事務の遂行上必要がある場合には、関係部課等の長に対し協力を求めることができる。

- 2 関係部課等の長は、実施本部の所掌事務の円滑な遂行に協力しなければならない。

(防衛本省との協力)

- 第6 実施本部は、防衛本省において整備される体制と密接な連携を図るものとする。

(実施本部の事務局)

- 第7 実施本部の事務局は、企画部地方調整課に置く。

(雑則)

- 第8 この規則に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日近畿中部防衛局達第3号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。

米軍再編実施本部

(近畿中部防衛局)

実 施 本 部	
本 部 長	: 近畿中部防衛局長
本部長代理	: 近畿中部防衛局次長
本 部 員	: 各 部 長

作 業 チ ャーム	
チ ャーム長	: 企画部長
副チ ャーム長	: 企画部次長
チ ャーム員	: 地方調整課長 周辺環境整備課長 防音対策課長 業務課長 施設管理課長 施設取得補償課長